

# 令和8年度 学力向上に関する全体計画

## 【関係法規等】

- ・日本国憲法 教育基本法 学校教育法など
- ・東京都及び練馬区教育目標
- ・学習指導要領 ・中教審「審議まとめ」

## 【各教科】

- ・各授業のめあてを具体的かつ明確に児童に示す。また、本時学習の導入で既習事項の確認の時間を設ける。
- ・個々の児童の実態に即した指導を行い、学習の基礎的・基本的な内容の確実な定着を図る。
- ・今年度の内容を確実に学習させる。そのために、家庭学習の内容を精選する。
- ・児童の学習意欲を高め思考力を育てるために、児童が自分の考えをもって参加できる指導を行う。問題解決学習や体験的な学習を重視する。

## 【総合的な学習の時間】

- ・自分で課題を発見し、主体的に解決しようとする児童を育てるため、学校や地域の素材、地域の人材等を積極的に活用した学習を行う。
- ・学び方や考え方を身に付け、自分の生き方を考えられる児童を育てるため、各教科等との関連を深め、横断的・総合的な指導の充実を図る。
- ・実施時期や内容を柔軟に判断し、児童や社会の実態に応じて常に指導計画や学習過程の改善を図る。

## 【学校教育目標】

- ・人権尊重の精神を基調とし、自立的精神にみちた健全な人間の育成
- ・多様な人々と協働し、国際社会に貢献する人間の育成
- ・生涯にわたり、自らをみがき心豊かにたくましく生きる人間の育成
  - 自らをみがき 学び合う子
  - 思いやりがあり 助け合う子
  - 心と体をきたえ やりぬく子

## 【地域・保護者の願い】

- ・前向きに生活する。・規則や決まりを守る。
- ・思いやりをもつ。・挨拶や言葉遣いを正しくする。

## 【道徳教育】

- ・豊かな心をもち、自分で正しく判断し行動できる児童を育てるため、児童の内面に根ざした指導を強化する。
- ・児童が自己を見つめ、他との関わりを学ぶことのできる道徳の授業の充実に努める。様々な場面で道徳教材の活用を図る。
- ・日常の道徳指導を通して児童の自己肯定感を高める。
- ・心身共に健全な児童を育てるため、保護者や地域のひととの連携協力を深める。

## 【学力向上にかかわる学校経営方針】

- ・指導体制、指導方法、活動・教材を工夫し、「わかる・できる」が実感できる問題解決的な学習を実践することにより、知識および技能、思考力・判断力・表現力等の確実な定着を図る。めあての確認、振り返りを重視し、子供の学びに向かう力の育成を目指す。
- ・個の発達に合わせた学習支援に努める。

## 本校における「定着させたい確かな学力」

- ・知識、技能
- ・思考力、判断力、表現力
- ・主体的に学習に取り組む態度

本時のめあての明確化と振り返りの活動の重視

ねらいを明確にした問題解決的授業の実践

9年間を見通した教科指導

適切な生活習慣・家庭学習習慣の定着

子供の個に応じた学習支援

## 【外国語・外国語活動】

- ・外国語に慣れ親しみ、主体的にコミュニケーションを図る態度を育成する。
- ・授業のめあてを明確にし、板書する。
- ・話す、聞くに加えて、外国語においては、読むこと、書くことにも慣れ親しむことができるようにする。

## 【特別活動】

- ・多様な他者と協働しながら話し合いや合意形成、意思決定を行い、児童が主体的に豊かな人間関係形成、社会参画および自己実現ができるようにする。
- ・自主性や協調性を高めるため児童の興味関心に応じたクラブ活動の時間を確保する。
- ・キャリア教育の視点で自治的能力や自己有用感を高めるような委員会活動を行う。

## 【キャリア教育】

- ・各教科の授業において、児童の「見通しをもつ力」「自己の変容を振り返る力」「課題への対応力」の向上を図り、全ての教科を通じて社会性や人間関係の構築能力を養う。
- ・自己理解を深め、自己肯定感が高まる指導を行う。
- ・各教科の学びを通じてどのような力が身に付くかという、学びの本質的意義の理解を促進する。また、地域の方々をゲストティーチャーとして招き、働くことの意義を深めることができるようにする。

## 【生活指導】

- 重点目標：「気持ちのよいあいさつができる、時間を守ることができる」
- ・明るく楽しい学校生活を送る児童を育てるため、メリハリのある基本的な生活習慣やマナーを身に付けさせる。保護者・地域と連携、協力を深め、児童一人一人を、学校を中心とした地域全体で見守る。
- ・不登校等を予防し、問題発生時の初期対応の質の向上を図るため、保護者・SC・心のふれあい相談員・SSW等関係機関との連携を深める。また、子供支援委員会を中心に、組織的な対応と指導の強化に努める。また、予防的な視点に基づいていじめ防止の取り組みを実践する。
- ・児童が人権に配慮した発言や行動をとることができるよう、学校全体で取り組みを行う。

## 【授業改善に向けた視点】

指導内容・指導方法の工夫	教育課程編成上の工夫	校内研修・評価活動の工夫	家庭・地域との連携
○問題解決と学び合いを重視した授業 ・学習課題の明確化 ・東京ベーシックドリルの活用 ・反復練習による基礎基本の定着 ・タブレットの活用 ・自己の成長を客観的に捉えるメタ認知能力の育成 ・授業開始の挨拶やハンドサインを用いた発言の仕方など、校内で統一した学習規律の徹底 ・授業力向上のためのOJTの実施 ・全教員間での授業観察の活発化 ○算数習熟度別少人数指導、学力向上支援講師との連携 ○特別支援教育の推進 ・個々の成長に合わせた指導法の開発(ユニバーサルデザイン化) ・子供支援委員会の活用 ○生活科および他教科等と総合的な学習の時間との関連付け ・学校農園、近隣農家で体験活動 ・年間学習指導計画・評価標準の活用と改善 ○ALTの活用 ○北西iグランプリを活用した考える力・想像力の育成	○週ごとの指導計画簿に、めあてや指導記録、評価の観点の記入の徹底 ○主体的、対話的な学びを喚起し、学びに向かう力を育てるための学力向上アクションの実施 ○各学年で創意工夫し研究授業を実施 ○朝学習の時間の設定による、教科における基礎的・基本的な学力、学習意欲の向上 ○読書環境および読書活動の充実、更に言語活動の充実を図るための読書月間と読書旬間、保護者等による読み聞かせの時間の設定 ○体力向上旬間を活用した体力向上につながる体育授業の設計 ○職員の事務仕事にかかる負担を軽減したり、時間的余裕をもたせたりすることによる教育活動の充実 ○東京2020のレガシーを継続	○主体的な学習を中心テーマに研究。 ○校内研究の推進および分科会ごとの研究授業、アップデート授業および協議の方法の工夫と改善。 ○指導力、組織力向上のための、年間15回以上のOJTの実施 ○職員ICTスキル向上のためのデジタルOJTを年間10回以上実施 ○6年間を見通した全校共通の評価規準、評価方法の設定 ○児童に社会的スキルを身に付けさせる実践の講習会・講演会の実施 ○個人面談・相談日(5月・7月・11月) ○保護者や地域の方による学校関係者評価の実施と活用 小中一貫教育の視点 ○校区別協議会協議内容の活用 ○近隣小中学校と生活規律や学習規律のスタンダードを共有 ○9年間を見通した指導の工夫 ○中学校教員による出前授業の取組 ○リトルティーチャー(中学生)との夏季補充教室での交流	○地域講師の活用 ○学校公開・道徳授業地区公開講座 ○幼保との連携強化・小中一貫教育の推進、学童クラブ、図書館等との交流と連携強化 ○学校評議員との連携 ○学校保健委員会との連携 ○団体スポーツ、地域行事等への協力と支援 ○りんごの会に関わる保護者の協力 ○校内自然環境の整備と活用(おやじの会の協力) ○学校教育支援センターや練馬子ども家庭支援センター等との連携 ○積極的情報発信とHP更新による、学校の「見える化」 ○保護者アンケートの有効活用 ○いじめ防止サポートチームと連携したいじめ防止の取組 ○専科・各種主任による家庭向け通信のHPによる発信